

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月24日
【会社名】	ピジョン株式会社
【英訳名】	PIGEON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山下 茂
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋久松町4番4号
【電話番号】	03(3661)4200(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務本部長 牧 裕康
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋久松町4番4号
【電話番号】	03(3661)4203
【事務連絡者氏名】	執行役員経理財務本部長 牧 裕康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年9月24日開催の取締役会において、当社の100%子会社であるピジョンウィル株式会社（以下「ピジョンウィル」といいます。）を吸収合併することを決議し、同日付でピジョンウィルとの間で平成26年2月1日を効力発生日（予定）とする吸収合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ピジョンウィル株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋久松町4番4号
代表者の氏名	代表取締役 笠原 かほる
資本金の額	100百万円（平成25年1月31日現在）
純資産の額	366百万円（平成25年1月31日現在）
総資産の額	764百万円（平成25年1月31日現在）
事業の内容	妊産婦・乳幼児用品の販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

事業年度	平成23年1月期	平成24年1月期	平成25年1月期
売上高（百万円）	1,518	1,441	1,447
営業利益（百万円）	0	8	42
経常利益（百万円）	1	9	42
当期純利益（百万円）	1	6	23

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
ピジョン株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社が100%出資する連結子会社です。
人的関係	当社の従業員4名がピジョンウィルの取締役、監査役を兼務しております。また、当社の従業員1名がピジョンウィルに従業員として出向しております。
取引関係	当社とピジョンウィルは、相互に商品を仕入れて販売しております。

(2) 当該吸収合併の目的

当社グループとしての妊産婦用品全般に関する販売・マーケティング機能強化およびグループ経営資源の統合による効率的な事業運営を実現することを目的としております。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

ピジョンウィルを消滅会社とし、当社を存続会社とする吸収合併です。

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第3項の規定による簡易合併に該当し、ピジョンウィルにおいては会社法第784条第1項の規定による略式合併に該当するため、両社における合併契約に関する株主総会の承認決議を経ずに行う予定であります。

吸収合併に係る割当ての内容

本合併は完全親子会社間で行われるため、本合併に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

その他の吸収合併契約の内容

当社及びピジョンウィルが平成25年9月24日付で締結した吸収合併契約書の内容については、末尾の別紙をご参照ください。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(1) 商号	ピジョン株式会社
(2) 本店の所在地	東京都中央区日本橋久松町4番4号
(3) 代表者の氏名	代表取締役社長 山下 茂
(4) 資本金の額	5,199百万円(平成25年1月31日現在)
(5) 純資産の額	(単体) 20,900百万円(平成25年1月31日現在) (連結) 32,365百万円(平成25年1月31日現在)
(6) 総資産の額	(単体) 32,547百万円(平成25年1月31日現在) (連結) 48,538百万円(平成25年1月31日現在)
(7) 事業の内容	育児用品、女性向け用品の製造販売等

(別紙)

吸収合併契約書(写)

ピジョン株式会社(住所 東京都中央区日本橋久松町4番4号。以下「甲」という。)及びピジョンウィル株式会社(住所 東京都中央区日本橋久松町4番4号。以下「乙」という。)は、次のとおり吸収合併契約を締結する(以下「本契約」という。)

第1条(合併の方法)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併(以下「本件合併」という。)をする。

第2条(効力発生日)

本件合併の効力は、平成26年2月1日(以下「効力発生日」という。)に発生するものとする。ただし、本件合併手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上これを変更することができる。

第3条(本件合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項)

甲は、本件合併に際して、乙の株主に対し、その有する株式に代わる金銭等(甲の株式及び金銭を含む。)を交付しない。

第4条(本件合併による甲の資本金及び準備金)

本件合併に際して甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条(簡易合併・略式合併)

本件合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併及び同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、甲及び乙において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第6条(会社財産についての善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとする。

第7条(従業員の処遇等)

甲は、効力発生日における乙の全従業員を甲の従業員として引き続き雇用する。ただし、勤続年数については乙における勤続年数を甲における勤続年数として通算して算出するものとし、その他の細目については甲乙協議の上これを定める。

第8条(本契約の変更及び解除)

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議の上、書面をもって本件合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

第10条(準拠法および裁判管轄)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生ずる紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の合意を証するため、本契約当事者は下記記載の日付にて本契約書を作成し、締結した。本契約締結の証として本書2通を作成し甲及び乙は記名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年9月24日

甲：東京都中央区日本橋久松町4番4号
ピジョン株式会社
代表取締役 山下 茂

乙：東京都中央区日本橋久松町4番4号
ピジョンウィル株式会社
代表取締役 笠原 かほる